

愛媛県松前町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議員全員協議会の開催

定例会前の議員全員協議会以外に、月例の議員全員協議会を開催し、議員及び理事者間の意思疎通を図り、議論を深め、積極的に意見交換をしている。

(2) 一般質問における対面方式及び一問一答方式

一般質問を対面式で行うことにより、議員と執行部が緊張感をもって答弁を行っている。また、一問一答方式により、論点が明確になり傍聴者（町民）にわかりやすい議会をめざしている。

(3) タブレット端末の導入

令和4年6月からタブレット端末を導入し、業務の効率化、差し替え作業等手間の削減、ペーパーレス化、情報共有の迅速化等に効果を上げている。

タブレットの導入にあたっては、議会独自の作業部会をたちあげ、禁止事項や遵守事項などの使用基準の策定も行った。

また、DX推進に向け、外部から講師を招き、議員による研修会を行っている。

(4) 委員会による先進地研修

松前町では4つの常任委員会（総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会、議会広報常任委員会）と議会運営委員会が設置されている。総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会では毎年、議会広報常任委員会と議会運営委員会では隔年、所管事務の先進地研修を実施し、議員の政策立案、政策提言等に係る能力向上をはかり、町政の課題解決に活かしている。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響で、先進地研修は実施できていないが、今後も感染状況を鑑みながら、実施に努めたい。

(5) 松前町議会基本条例の制定

地方分権の時代にふさわしい二元代表制の下、地方公共団体における意思決定、事務執行の監視等、議会の機能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指さなければならないとして、松前町議会は、この使命を達成するために、地方自治法が定める規定の遵守、公平性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への町民参画の推進、議員間の活発な討議、執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さん及び資質の向上等を定めた松前町議会基本条例を制定、平成29年4月1日から施

行した。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 「議会だより」の発行

平成 5 年 11 月に初刊発行。年 4 回定例議会後に発行し、令和 4 年 7 月 1 日現在で 113 号まで発行。

議会広報常任委員会では、詳細な議会報告と読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めている。

また、議員が町の行事の写真を撮影し、「議会だより」の表紙としたり、議会傍聴者の感想を掲載したりするなど、町民に親しみやすい「議会だより」となっている。

(2) ホームページの活用

ホームページに会期日程や会議録、「議会だより」を掲載し、情報発信に活用している。また、本会議や一般質問の模様を生中継・録画放映し、町民の方に議会と執行部の生の声を伝えている。

(3) 会議の公開・傍聴資料の配布

議会は、すべての会議を原則公開としている。また、本会議については、会期日程・議事日程、一般質問表、議案概要を傍聴資料として配布し、情報の公開を推進している。

(4) 議会アンケートの実施

町議会の在り方を考えるため、議会広報常任委員会が令和 4 年 2 月に松前町民を対象にアンケートを実施。アンケートには、議会や町政に関する真摯な意見が寄せられた。

アンケート結果については、「議会だより」に掲載するほか、ホームページにも公表し、今後の議会運営に活かしていく。

(5) 議会報告会の開催

開かれた議会をめざし、議会改革の総決算として平成 29 年 4 月 1 日から松前町議会基本条例が施行され、平成 30 年 2 月に初めての議会報告会を開催した。議会報告

会の開催にあたり、配布したチラシには「議会を身近なものに」「町民の願いと議員活動がミスマッチしないように、議会の見える化を進める」との主旨がうたわれた。

その後は各校区別や常任委員会別でも開催され、議会活動について各常任委員会からの報告や、議会活動や町政に対する意見交換会・情報提供等が行われ、活発な意見が交わされた。

直近では、令和2年2月20日に開催されたが、その後は新型コロナウイルス感染症のため行われていない。今後も感染状況を鑑みながら、開催に努めたい。